

2015年7月3日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 069-0863

住所

江別市大麻新町14-9 ナルク江別内

電話番号 011-388-1251

特定非営利活動法人
 評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
 ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 第14-002号

代表者氏名 代表 霜山 幸雄



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	吉村 信義	総合	第0001号
	(2)	霜山 幸雄	組織運営管理	第0119号
	(3)	佐藤 俊和	組織運営管理	第0204号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アスク桑園保育園			
設置者名称	株式会社 日本保育サービス			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2015年1月23日	~	2015年7月3日	
利用者調査実施時期	2015年1月30日	~	2015年2月15日	
訪問調査日	2015年3月20日			
評価合議日	2015年6月22日			
評価結果報告日	2015年7月3日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人
ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称: 株式会社 日本保育サービス

代表者氏名: 取締役社長 荻田 和宏

所在地: 〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31千種ニュータワービル17F Tel 052-933-5419

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1. 児童の尊厳性の保持と実践

保育園経営の理念は、安全・安心、思い出に残る施設、楽しい保育実践の場づくりとし、子どもたちの生きる力、豊かな感性を育む等の基本姿勢を明らかにしている。職員はこの理念の下に保育指針等関連する制度的理解を共有して運営に努めている。

2. 標準的実施方法に基づく保育実践

保育の実施方法は保育理念・基本姿勢の明示と共に、保育所保育指針等に基づく保育課程を作成し、年齢に応じた発達過程や家庭環境を受け止めた標準的な実践過程を精査して保育効果を高めるよう、組織を挙げて、職員と保護者が相互に取り組むよう努めている。

◇改善を求められる点

1. 中長期的ビジョンと計画の明確化

保育園を基本単位とする事業運営に当たっては収支計画、人材の確保・育成、設備の整備・運営計画(園庭や屋内ホールに代わる安定的場の確保等)、地域連携(行事等の協働・連携・諸関係機関協力等)の方向性を明確にして、保護者等の理解と協力を得ることが望まれる。

2. 苦情解決等の多様な対応方法の明示

苦情対応の仕組みは身近な意見箱・アンケート等の聴取、運営委員会・保護者懇談会の開催、第三者委員の選任等で公正な対応や結果の周知に努めている。基本的運営の立場からは重要事項説明書(入園案内書)に上記事項や公的な苦情対応機関(北海道福祉サービス運営適正化委員会等)の存在を明記して周知することが望まれる。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

開園してから初めての第三者評価となり不明点等もあったが、直接足を運んで説明をしてくれたことで、評価の準備を進めることができた。また、今回の評価においては、園の収支面から計画を立て保育園運営を行う必要性の指摘があったため、本部と保育の現場が連携して保育園運営を進めていかなければいけないという視点を得ることができた。今回の第三者評価の結果を、今後の保育園運営に活かしていく。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 27 年 2 月 14 日

経営主体 (法人名)	(株) 日本保育サービス		
事業所名 (施設名)	アスク桑園保育園	事業 種別	保育所
所在地	〒 060-0008 札幌市中央区北 8 条西 1 8 丁目 3 5 - 1 0 0 I7リビル1階		
電 話	011-640-5828		
F A X	011-676-9042		
E-mail	GSP32468@nifty.com		
U R L	http://www.nihonhoiku.co.jp/		
施設長氏名	丸崎 好美		
調査対応ご担当者	丸崎 好美 (所属、職名：アスク桑園保育園 園長)		
利用定員	60 名	開設年	平成 26 年 4 月 1 日
<p>理念：①安全(セーフティ) & 安心(セキュリティ)を第一に ②いつまでも思い出に残る施設であること ③本当に求められる施設でありたい ④職員が楽しく働けること * 「安心安全な保育」というのは、全くケガをしないということではなく、心を育てるとともに大きなケガを自分で防ぐことのできる「生きる力」を育てる保育です。</p> <p>基本方針：・子どもたちに「生きる力」をはぐくむ ・子どもたちの感受性や好奇心を自然な形で伸ばす ・「五感で感じる」保育の充実</p>			
<p>施設・事業所の特徴的な取組： 行事ごとに保護者へアンケートを実施している。 1年間を通じた園内研修の実施。 園長会議に参加し、他園でのヒヤリハットやアクシデントを共有し自園に持ち帰り、振り返りを行っている。</p>			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0 回	(平成 年度)
開所時間 (通所施設のみ)	午前 7 時～午後 7 時		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業 (定員○名) 一時保育

【利用者の状況に関する事項】（平成27年 2月 1 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2 歳児	3 歳児	4 歳児
名	名	9 名	9 名	12 名	11 名
5 歳児	6 歳児	合 計			
4 名	7 名	52 名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしやく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成 27年 2月 1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	14名	1名	名	名	名
非常勤	9名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	11名	名	名
非常勤	名	名	2名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	名	名	名	名
非常勤	名	名	1名	名	6名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	14名 (2名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m ²
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	314.05		m ²
(2) 園庭面積	— m ²		
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行き外遊びを行っている。 徒歩2分の桑園公園 (6613m ²) へ行き外遊びを行っている その他、桑の実公園やどんぐり公園等、近隣の公園へ行き外遊びを行っている。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	6年	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制		
(2) 建物面積			m ²
(3) 敷地面積			m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 26 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

--

【実習生の受け入れ】

・平成 26 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 0 人

介護福祉士 0 人

その他 0 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・行事を行うごとに、保護者へアンケートを配布し回収している。・行事の具体的な内容に関する意見や、行事以外の日頃の保育内容に関する意見や質問等も記載できるようにしている。・アンケート結果は、運営委員会の場で1年分まとめたものを配布し、園長から回答や今後の方針について説明している。・年度初めに全体向けの運営委員会を実施し、年間計画のお知らせをしている。・クラス懇談会を年に2回行い、保護者との意見交流の場を設けている。・個人面談を0～4歳児は年1回、5歳児は年2回実施し、園と家庭での様子について話をしている。・園内に意見箱を設置し、自由に投函できるようにしている。また、意見箱は投函しやすいように、人目に付かない場所に設置している。 |
|--|

【その他特記事項】

--

評価細目の第三者評価結果（保育所）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	安全・安心を第一に、いつまでも思い出に残る施設であることなどを法人理念とし、職員の行動規範となる冊子「保育園業務マニュアル」に明文化して、入園案内書（重要事項説明書）、ホームページ等に記載し、法人理念に整合した基本方針「子どもたちに生きる力をはぐくむ」などを内部文書、入園のしおりに記載して、職員会議、職員への確認テスト、入園前説明会、運営委員会（保護者会、懇談会）で説明周知に努めている。

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	社会福祉事業全体の動向は、行政、関係団体からの情報、インターネットによる情報、設置法人の園長会議などに参加し把握に努めている。事業所開設に当たり設置法人の企画開発室が利用者に関するデータ等を集集し、行政との情報交換などで課題を把握・分析している。また、園長が行政から情報収集して分析している。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a	経営環境と経営状況の把握・分析に基づく経営課題は、職員の行動規範となる冊子に見直し時期を明示し、重要事項の社内伝達・決定フローに基づき、園単独（職員）で検討し、役員・法人本部に伝達して検討・決定する。又、重要決定事項については、役員・法人本部で決定し園長ミーティングで伝達、職員に周知している。

Ⅰ-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	Ⅰ-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	理念や基本方針の実現に向けた中・長期計画（平成26年度から5年間）に保育目標、地域との連携、人材育成などを策定し、毎年度末に職員会議で検討・見直すこととしている。職員体制及び長期の収支計画について策定が望まれる。
5	Ⅰ-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中・長期計画の内容を反映した年間指導計画、年間行事計画を作成しているが、収支計画は策定していない。
Ⅰ-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	Ⅰ-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	年間行事計画、年間指導計画については、季節毎に職員会議で評価・検討して見直しを行っている。親子参加行事に合わせ利用者の意見を聴取し、評価・見直しに活かしている。収支計画は策定していない。
7	Ⅰ-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	c	運営委員会（保護者会、懇談会）で年間行事計画について、資料を配布して説明周知に努め、クラス懇談会でクラス目標等についても口頭説明し、家族等に運営委員会の議事録を配布して周知している。事業計画の主な内容を分かりやすく説明した印刷物を作成するなど、家族等がより理解しやすいような工夫を期待する。

Ⅰ-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	Ⅰ-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	職員の行動規範となる冊子に第三者評価受審の基本姿勢を明記して、開設1年を契機に第三者評価を受審。評価結果の課題を分析・記録し共有化する体制を整えた。今後の継続実施を期待したい。
9	Ⅰ-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	今回の自己評価と第三者評価の結果に基づき、評価方法や自己評価の視点での課題が明確になり、今後の改善策を含む計画を策定している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	管理者の役割と責任は、保育園業務マニュアル、アスク桑園保育園園則、災害・緊急時の対応などで職務分掌と責任を明確化し、職員会議などで自らの役割、責任について表明している。園長の補佐、不在時の代行者を指定している。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	各研修会、設置法人の園長会議などに参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、虐待防止、雇用や労働に関する法令など遵守すべき法令等を会議の中で周知している。また、法令遵守を強力に推進するため、法人に社内コンプライアンス委員会を設置し、社外顧問弁護士に内部不正を直接通報できる通報制度を設けている。
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	研修会等へ積極的に参加し課題の把握に努め、親子参加行事に合わせ保護者から意見・アンケートを行って課題の把握に努めている。また、職員面談等でそれぞれの課題を把握し、職員会議で評価・分析を行って改善のための取り組み、指導に当たっている。
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a	法人理念に「職員が楽しく働けること」を明記して、メンタルヘルスチェックなど働きやすい環境づくりに取り組んで保育の質の向上に努め、人事、労務等の分析を行い、経営状況や改善すべき課題について、職員会議で周知指導に当たっている。エコ係りを設けて、節電、節水等職員全体で効果的な事業運営に努めている。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	人事管理に関する規程（基準）等に基づき、法人本部で効果的な採用活動、人事管理を行っている。
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	人事管理に関する規程（基準）等に基づき、法人本部で総合的な人事管理を行っている。法人の人事基準に基づき、年2回、リーダー職員、一般職員（新卒・2年目以上）に分けて自己評価を行い、評価基準により人事考課を実施している。人事考課に合わせ個別面接を行って職員の意向・意見などを把握し改善策を検討・実施している。
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	職員の有給休暇等の就業状況は、管理者が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。職員の意向を把握するため個別面接を行い相談しやすい体制となっている。メンタル・ヘルスチェック、健康診断、インフルエンザ予防接種、検便検査、提携リゾートホテルの利用など、総合的な福利厚生を実施している。
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	職員の行動規範となる冊子に「期待する職員像」を明示して、職員は毎年個人目標を立て、園長が半期毎に面接して目標達成度の確認を行って、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	職員の行動規範となる冊子に「期待する職員像」を明示して、組織として社内研修（階層別研修・自由選択研修）、外部研修を実施している。研修受講者はレポートを作成し園内で回覧し、コピーを本部の研修担当者に提出して次の研修計画に反映させている。
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	職員は毎年個人研修目標を立て、園長が半期毎に面接して到達状況の確認をして、職員の知識・技術水準に応じた研修を実施している。外部研修については、本部からの開催連絡に基づき園でシフトを調整し各自が申し込む。また、本部に申請して、外部研修の承認を得たものは、受講料、交通費が支給される。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c 職員の行動規範となる冊子に実習生受け入れに関する基本姿勢を明示して、学生実習生受け入れガイドラインに基づき園の状況が許す限り受け入れることとしているが、開設1年目で実習生の受け入れがなかった。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	設置法人のホームページに、法人理念や行事、園の様子などについて公開している。園の財務等に関する情報についても公開を期待したい。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	職員の行動規範となる冊子に、経理、取引等に関するルールが明記され、法人本部監査担当者により、毎月の業務監査、一般監査（年1回）、抜き打ち業務監査を実施して、透明性の高い取組が行われている。公認会計士により四半期毎に外部監査を実施している。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	職員の行動規範となる冊子及び中・長期計画に、地域との交流など基本的な考え方を明文化し、夏祭り、運動会（親子競争等）地域の親子が、共に楽しめる競技などで、地域と交流している。子育て支援ネットワーク（民生委員、児童委員、保育園、幼稚園など）の会議に参加し連携した取り組みを行っている。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	職員の行動規範となる冊子にボランティア受け入れに関する基本姿勢を明示して、ボランティア受け入れガイドラインに基づき受け入れることとしているが、開設1年目でボランティアの受け入れがなかった。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	市保健センター、子育て支援センター、小学校、児童相談所、保育園、幼稚園、医療機関等を明示して管理し、その情報が職員間で共有されている。小学校、医療機関、児童相談所、民生委員、地域団体等と定期的に会議を開催し、課題や情報を共有して問題解決に当たっている。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a	地域交流・子育て支援の一環として一時保育の受け入れを行っている。運動会、夏祭りなどに地域の人が自由に参加して、運動会では親子で楽しめる競技を設けるなどして積極的に交流している。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	施設見学、子育て支援ネットワークなどから把握した地域の福祉ニーズに基づき、一時保育を実施している。

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	職員は安全・安心、思い出に残る施設等を理念に、行動倫理規程の下に、子どもの権利擁護等の法令遵守、発達過程に応じた自主性・感性等の育成に共通理解をもって、研修を重ね、保育内容を定期的に評価・見直しを行って保育の実践に当たっている。
29	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	職員は権利擁護等に関わる法令と実践マニュアル等の理解を進め、共有して、児童の個々の発達状況や性別等保育課程に応じて配慮された保育が行われている。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a 入園案内書（重要事項説明書）、ホームページ等で保育理念・保育内容・事業の特性を判りやすく説明して理解を得ると共に、必要に応じて見学を促す等必要な情報の提供を行っている。
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a サービスの開始や変更の説明と同意には事業運営の基本事項を明示し、判りやすく、納得ある説明をして同意書を交わして自己決定に配慮した手続を行っている。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a 保育園の退園・変更には継続性に配慮する担当窓口（園長）や支援方法を文書（重要事項説明書等）で説明し、理解を得て、組織的・継続的な支援の体制を整えている。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a 利用者や学識経験者を含む運営委員会を設置。保育内容、施設・設備整備等の協議を図るほか、保育課程に準じた行事等につき、実施の都度アンケートを行い、業務の執行について利用者の意向の反映に努めている。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b 入園案内書に苦情解決体制の対応窓口を明記し、第三者委員を選任して、苦情解決の仕組みを園内に掲出している。なお、公的な第三者苦情対応機関があることを周知することが望まれる。
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b 苦情に関する保育園の管理・対応（責任所管・記録・協議方法・解決の方法）は意見箱の設置と毎月の園便りで、意見・苦情等の対応を報告するとしているが、なお、記録や協議過程の仕組みの明確化が望まれる。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b 保護者等からの意見・苦情等を積極的に把握して迅速に対応するために、意見・苦情等の対応方法（受付記録・解決課題の整理・対応方法・関係者への周知・改善の方途・公表の有無等）を保護者等へ明示しさらなる周知が望まれる。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a 園長を責任者にリスクマネジメント対応の社内安全委員会を設置。事故発生時の安全確保の手順を明示、設備等の定時点検を実施。また事例収集と発生要因の分析と学習を行い、実施状況の実効性などの定期的な評価・見直しをしている。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a 園長を責任者に管理体制を明示、予防と発生の対応マニュアルの詳細を職員に周知。安全委員会の指示で学習し、定期的な関連諸設備等の点検等予防対策を実施・見直ししている。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a 消防訓練・災害・緊急対応は職員の役割等組織体制の整備、関係行政機関・地域・保護者との連携体制を周知。食糧・備品等の備蓄を図っている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	保育の実施方法は保育理念・基本方針・保育課程に基づき、児童の人権・個性尊重・児童と保護者のプライバシー保護に立つ指導計画・月案・週案を明示して実践に当たっている。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	標準的な実施方法は詳細な保育業務の基本マニュアルに基づき、年間の目標・計画策定・実施・評価・修正の時期を明示して実施・点検する仕組みが確立している。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	保護者との面談の上、個々の成長・発達環境等を踏まえ、年齢別・異年齢対応に基づく保育課程・月間・週案計画の下に個別的な計画を策定している。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	実施計画の評価見直しは保育課程の進行に合わせ、児童の個別的視点に立ち、年間の見直しの時期を明定して、各々の所掌に応じた評価・見直し・修正を園長・主任の下に組織的に実施している。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a 保育課程に基づく児童個々並びにクラス別等の保育実践は日誌・週案・月案にそれぞれ併記して記録し、所掌職員間で共有している。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a 利用者の記録は管理規程に基づき保管・管理の適正を図っている。職員の守秘義務の徹底等の周知、保護者への開示の取り扱い、漏えい対応等を園長責任の下に管理体制を整えている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

		第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開			
A-1-1-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は児童憲章・条約・児童福祉法・保育指針の趣旨を体し、保育方針や目標に基づき編成。編成には全職員が参画、地域の実態・子どもの発達過程・家庭状況や生活背景を考慮して編成している。また、マニュアルに基づき定期的に評価・改善を図っている。
A-1-1-(1)-②	乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	保育室は乳児保育の発育・発達・健康に留意し、保健・衛生的・安全性に配慮されている。記録は個別的に日誌に記入、授乳・離乳食時の家庭との連携対応や保育士の態度・姿勢などマニュアルに従い学習して対応にあたっている。
A-1-1-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	保育指針に準じ、3歳未満児の養護と教育の一体的展開は保育課程の下に、個別指導・食育計画等を作成し基本的生活習慣の形成・探索活動等の環境整備、自発性と自我の育ちの配慮等が組み込まれている。
A-1-1-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	3歳以上児の養護と教育の一体的展開は保育指針の教育5領域の内容を考慮して保育環境を整備している。また、発達的特徴に応じた生活と遊びの総合・集団での安定的生活・協働的活動等に留意して実践的整備を図っている。
A-1-1-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	小学校との連携は保育指針に準じ、保育課程・月案・週案等の年間の展開に準じ、保育所での生活・発達の連続性を踏まえ児童保育要録を作成して送付している。前後の小学校との連携（協議・見学等）や保護者への対応策を講じている。
1-(2) 環境を通して行う保育			
A-1-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	a	保育室等は採光・床暖・衛生・安全・色彩等に配慮され、食事・睡眠・排泄設備の整備、遊具・保育教材の充実を図っている。また、保育士は児童の自発的な活動を促し、発育・発達への教育的環境を備えている。
A-1-1-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	a	年齢別保育課程に基づき食事、排泄、睡眠、着脱、清潔等の基本的生活習慣形成の段階的な指導計画を作成し、児童と保育士の信頼関係を保ち、屋内外の活動環境・衛生環境・自発的で創意を育む環境を整えている。
A-1-1-(2)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	a	保育の基本方針は、子どもたちに「生きる力」・感受性や好奇心を自然な形で伸ばすこと等を主眼に、これを受け止め、働きかけ、共感する保育を目指し、自由な時間や休館の確保、遊具や玩具等の選択活用や共同的な体験の場を促している。
A-1-1-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	a	季節に応じた自然や社会との係りは身近な公園・図書館の利用や動物園・雪まつりの見学等四季折々の体験を通じて味わい、触れる環境・機会を整えている。
A-1-1-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	a	保育士は基本的保育活動として言葉の豊かさ・多様さを学習している。年齢別の保育課程に基づき発達段階に応じた表現活動や触れ合う歌・会話・読み聞かせ等の言葉の交流を通じて児童が自由に体験できる保育環境を整えている。
1-(3) 職員の資質向上			
A-1-1-(3)-①	保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	a	保育指針に準じ、保育士は保育課程、指導計画の月案・週案ごとに評価・反省を記録、子どもの育ちと自らの視点を含め所掌のチームで解決課題を共有し、点検マニュアルにより改善に努めている。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	保育士は保護者との個別面談による基本情報・連絡ノートを下に、個々の家庭環境や生活リズム・心身の発達・園の活動を通じ児童を把握。これを通じて、個々への理解を深めて指導計画に活かし、適切な支援に努めている。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	個々の発達過程や障がい状態を把握、児童相談所などと協議の上、保育士が共有して支援にあたる組織的な保育環境を整えている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	長時間保育はその連続性、組織的計画性の取り組みの下に、補食・異年齢対応・生活リズム・安らぎの場づくり等の配慮した対応に努めている。
2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	個々の健康・保健管理は年間を通じて計画的に取り組み、マニュアルに基づき対応すべき健康管理を保護者の協力を得て定期的に実施している。
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	保育指針に準じ、年間食育計画を下に食生活習慣の確立・栄養・食教育、心の健康づくりを目的に栄養士・調理員と共に(年齢に応じ、食前のメニュー紹介等)食を楽しむ、クッキング保育を実践している。
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a	月1回の給食会議(保育士・栄養士・調理員連携)の下に喫食状況や児童の心身の状況と嗜好を把握して献立・調理の工夫(季節の旬・材料・形・食器・量・質等)に反映している。
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	健康・歯科検診はマニュアルに基づき計画的に保護者の協力を得て実施し、結果を記録して職員・保護者に周知し、保健計画等に活かしている。
2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	保育指針に準じアレルギー疾患等の児童対応は保護者の協力を得て主治医等の連携の下、指示に従い、マニュアルに従って支援保育に努めている。
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a	調理場・水周り場などの衛生管理は園運営の基本事項としてマニュアルに基づき、園長指揮のもとに定期的に点検・解決課題を協議し、対応薬剤等の管理を含め管理体制を整えている。

A-3 保護者に対する支援

		第三者評価結果	コメント
3-(1) 家庭との緊密な連携			
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a		食育計画は乳児・幼児に分け作成、給食試食会を実施して、家庭の食事情の把握、献立表の事前配布、サンプルの提示、レシピの紹介など、食育の関心を促している。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a		保育指針に応じて保護者支援の基本に立ち、個別相談・送迎時の対話、運営委員会の開催と周知等多様な機会を通じて保育園と家庭との密接な連携に努めている。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a		運営委員会で保育目標・保育方針・各クラスごとの年間目標を説明、クラス懇談会・個人面談を通して保護者との保育に係る共通理解の機会を設けている。
A-2-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a		職員は児童虐待防止法等関係法令の学習と共に関連する児童の早期発見等についての認識を深めて、保護者等の養育状態を把握し、組織的な防止等の啓発に努めている。